

【別紙 1】 調査成果の概要

竹島を日本領と記載する 1953 年、1954 年の米国政府作製の航空図について

1. 地図の概要

①USAF JET NAVIGATION CHART, JN-25, YELLOW SEA

(米国空軍・ジェット機用航空図、JN-25、黄海)

・ 発行者：THE USAF AERONAUTICAL CHART AND INFORMATION CENTER, AIR PHOTOGRAPHIC AND CHARTING SERVICE

(米国空軍航空図・情報センター (ACIC)、航空写真撮影・海図作成サービス (APCS))

・ 発行年月：1954 年 9 月印刷、1954 年 9 月航空情報重刷

・ 縮尺：200 万分 1

・ 所蔵：米国国立公文書館

②USAF PILOTAGE CHART, 379DG, TO DONG, JAPAN-KOREA

(米国空軍航空図、379G、道洞、日本－韓国)

・ 発行者：THE USAF AERONAUTICAL CHART AND INFORMATION CENTER (ACIC)
(米国空軍航空図・情報センター (ACIC))

・ 発行年月：1953 年 8 月印刷、1953 年 12 月航空情報重刷

・ 縮尺：50 万分 1

・ 所蔵：米国国立公文書館

2. 航空図について

- ・ 米国製の航空図は航空図のガリバー的存在で、世界各地を 200 万分 1 航空図、100 万分 1 航空図、50 万分 1 航空図などとして、ほぼくまなく覆っている。質量ともに世界一を誇り、民用・軍用に使用されていた。世界をこの縮尺でほぼすべての地域をカバーする最も精度の高い地図であることから、航空でのナビゲーション利用にとどまらず、世界の地形図として、戦略上、探検用、報道取材用など幅広く利用されている。
- ・ わが国の戦後の領土は、1951 年 9 月調印、1952 年 4 月発効のサンフランシスコ平和条約により規定された。一般的に平和条約では付属地図が作製されるが、サンフランシスコ平和条約では、付属地図が作製されなかった。平和条約では、わが国が放棄すべき地域が列挙された。国際法上、領土問題では第三国の地図は原則として領有権の根拠にはならないが、米国は、サンフランシスコ平和条約の起草国であることから、米国政府作製の公的地図を使用して、米国政府の当時の地理的認識を分析することは、竹島問題の研究にとっては重要な課題の一つであるといえる。

3. 地図の記載内容

①USAF JET NAVIGATION CHART, JN-25, YELLOW SEA 【別紙 2】

(米国空軍・ジェット機用航空図、JN-25、黄海)

- ・ 縮尺は、200 万分 1 で、日本列島西部、朝鮮半島、ロシア極東地域、モンゴルが記されている。

- ・日本海では、朝鮮半島と隠岐諸島の間に、鬱陵島と竹島が記されている【別紙3】。
- ・鬱陵島は、'ULLŬNG DO'と韓国名で記されている。3232はフィートで、約985m、鬱陵島の最高峰聖人峰の標高984mを指している。
- ・竹島は、'Liancourt Rock'と西洋名（フランス名）で記されている。
- ・竹島の北東にある、'D'と記した区域は、'Danger, Restricted or Warning Area'（危険、制限、または警告区域）で、米軍の訓練区域であると考えられる。
- ・竹島と隠岐諸島の間には、'KOREA ADIZ'と'JAPAN ADIZ'が設定されている。ADIZ（Air Defense Identification Zone）とは防空識別圏を指す。防空識別圏は、一般的に、各国が防空上の観点から国内措置として設定しているものであり、領空・領土の限界や範囲を定める性格のものではない。
- ・鬱陵島と竹島との間には、点線があり、北西側には'KOREA'、南東側には'JAPAN'と記されている。'LEGEND'（凡例）によれば、この点線は、'Division of Insular Sovereignty (land areas only)'（島嶼の主権の境界線（陸域のみ））を指す【別紙4】。すなわち、この点線は、島嶼の主権を示しており、海域の境界線ではない。したがって、この航空図では、鬱陵島は韓国領、竹島は日本領であることを示している。

②USAF PILOTAGE CHART, 379DG, TO DONG, JAPAN-KOREA【別紙5】。

（米国空軍航空図、379G、道洞、日本－韓国）

- ・縮尺は、50万分1で、日本海南西部の鬱陵島、竹島、隠岐諸島が記されている。
- ・地図のタイトルにある、'TO DONG'（道洞）は、鬱陵島の南東に位置し、鬱陵島に出入りする港湾があるなど、鬱陵島の中心地である道洞を指す。この地図には、隠岐諸島も記されており、また地図のタイトルに、'JAPAN-KOREA'とあることから、地図のタイトルが韓国・鬱陵島の道洞であっても、地図の収録区域全体が韓国領ということはない。また、この航空図では、竹島のほかに、隠岐列島も記載されていることから、竹島が鬱陵島の属島であるとは言えない。
- ・鬱陵島は、'ULLŬNG DO (UTSURYŎ-TÔ) KOREA'と韓国名で記され、韓国領と記されている。「3228」はフィートで、約984m、鬱陵島の最高峰聖人峰の標高984mを指している。
- ・竹島は、'LIANCOURT ROCKS'と西洋名（フランス名）で記されている。「515」はフィートで、約157m、竹島の最高標高点（男島（西島））の標高168mを指している。
- ・竹島の北東にある、'DANGER AREA'（危険区域）と記した区域は、米軍の訓練区域であると考えられる。
- ・竹島と隠岐諸島の間には、'KOREA ADIZ'と'JAPAN ADIZ'が設定されている。ADIZ（Air Defense Identification Zone）とは防空識別圏を指す。
- ・鬱陵島と竹島との間には、点線があり、北西側には'KOREA'、南東側には'JAPAN'と記されている。裏面の'TOPOGRAPHIC SYMBOLS (CULTURAL and MISCELLANEOUS [FEATURES])'（地形の記号（文化上及び色々な特徴））によると、この点線は、'Boundaries', 'International'（国境線）を指す。すなわち、したがって、この航空図では、鬱陵島は韓国領、竹島は日本領であることを示している。
- ・地図上に記されているアルファベット2文字は、米軍やNATO軍が用いる、地表の位置を、アルファベットと数字の組み合わせのコードで指定するための仕組み、MRGS

(Military Grid Reference System) の一部である。100km 四方を、アルファベット 2 文字で指定するものである。

4. 特記事項

- (1) この 2 枚の航空図は、米国空軍作製であることから、米国政府作製の公的地図である。したがって、この航空図から当時の米国政府の地理的認識を読み取ることができる。
- (2) この 2 枚の航空図では、竹島と隠岐諸島との間に、韓国と日本の ADIZ (防空識別圏) が記載されている。韓国政府の一部関係者及び韓国側の研究者が、竹島が韓国側の防空識別圏に入っていることから、竹島は韓国領として承認されたと主張している。しかしながら、防空識別圏は、一般的に、各国が防空上の観点から国内措置として設定しているものであり、領空・領土の限界や範囲を定める性格のものではない。また同様の国境線は、対馬と釜山の間の対馬海峡西水道、五島列島と済州島との間にも記され、ADIZ (防空識別圏) とは別に記されている。したがって、ADIZ の記載は、竹島の領有権の根拠にはならない。
- (3) この 2 枚の航空図では、鬱陵島と竹島との間に、韓国と日本の国境線が記されていることから、竹島が日本領として記されていることが確認できる。つまり、米国政府は当時竹島を日本領と認識していることが確認できる。いずれも発行年は 1953 年、1954 年で、サンフランシスコ平和条約発効直後であることから、この地図の記載は、サンフランシスコ平和条約の内容を反映していると考えられる。
- (4) 該当の航空図の前の版の記載と比較すると、①の前の地図は、縮尺が 300 万分 1 と異なるものの、U.S. ARMY AIR FORCE LONG RANGE AIR NAVIGATION CHART, LR-17, YELLOW SEA, 10-50, 7st EDITION*1) (米国陸軍航空軍長距離航空図、LR-17、黄海、1950 年 10 月、第 7 版改訂) 【別紙 6】にあたるが、竹島には、'LIANCOURT ROCKS' と西洋名 (フランス名)、最高標高点をフィートで示す '515'、そして、米軍の訓練区域を示すと考えられる*2)、'DANGER AREA' (危険区域) と記しているのみで【別紙 7】、島嶼の国境線は記していない。②の前の地図は、縮尺が同じ 50 万分 1 である、AAF AERONAUTICAL CHART, 379DG, TO DONG, CENTRAL JAPAN, 3-51, 1st EDITION (米国陸軍航空軍航空図、379DG、道洞、中央日本、1951 年 3 月、第 1 版) にあたるが【別紙 8】、竹島には、'LIANCOURT ROCKS' と西洋名 (フランス名)、最高標高点をフィートで示す '515'、そして、米軍の訓練区域を示すと考えられる、'DANGER AREA' (危険区域) と記しているのみで、島嶼の国境線は記していない。これらの地図は、サンフランシスコ平和条約調印直前に発行されたものである。平和条約調印直前の航空図では、島嶼の国境線は記されていない。これは、平和条約調印以前で、わが国の領土が法的に確定する前であったことによると考えられる。したがって、①と②の航空図は、平和条約直後の米国政府の地理的認識を示し、平和条約の内容を反映していると考えられる。

*1) ①の直前の地図は、U.S. ARMY AIR FORCE LONG RANGE AIR NAVIGATION CHART, LR-17, YELLOW SEA, 3-53, 8st EDITION Revised (米国陸軍航空軍長距離航空図、LR-17、黄海、1953 年 3 月、第 8 版) で、平和条約発効直後の発行であるが、この航空図には竹島が記されておらず、また島嶼の国境線も記されていない。

*2) 竹島は占領下の 1947 年 9 月 16 日の SCAPIN1778 号において、米軍の爆撃訓練区域

に指定された。①と②の前の航空図はそれを反映している。

- (5) サンフランシスコ平和条約での朝鮮放棄条項*3) では、放棄する領土に竹島が列挙されておらず、また、韓国政府のサンフランシスコ平和条約草案への要望に対する米国政府の回答にあたる、1951年8月10日付、米国国務次官補のラスクからの書簡においても、日本が放棄する領土に竹島を入れるようにとした韓国政府の要求が米国政府により却下されていることから、平和条約において、竹島が日本領として保持されたことはすでに自明の理であるが、韓国政府は、平和条約での竹島の扱いについて、1954年9月25日の「独島（竹島）領有権に関する日本政府の見解を反駁する韓国政府の見解」では、「対日講和条約には独島に対する韓国の正当な領有権主張に矛盾する条文はない。そして同条約第1章第2条A項により、独島が鬱陵島の属島として鬱陵島本島と共に韓国領土として承認されたと解釈される」とし、また最近では、韓国・外交部のホームページ「韓国の美しい島 独島」のなかの「大韓民国の領土である根拠」の「サンフランシスコ平和条約の締結」において、「サンフランシスコ平和条約は、第2次世界大戦終結のため、連合国と日本の間で締結された条約です。この条約の第2条(a)で「日本は韓国の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む韓国に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定しています。この“済州島、巨文島及び鬱陵島”は韓国の3千あまりの島嶼の例に過ぎず、独島が直接明示されていないからといって独島が韓国の領土に含まれていないと見ることはできません」と、平和条約の内容を解釈している。
- *3) 「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」
- (6) しかしながら、韓国政府の主張、サンフランシスコ平和条約において、竹島が鬱陵島の属島として韓国領と承認されたとか、サンフランシスコ平和条約の領土事項が例示的な列挙で、日本が放棄する領土に竹島が含まれるという解釈は、平和条約の起草国である米国政府が平和条約発効直後に作製した航空図において、鬱陵島と竹島との間に国境線が引かれ、鬱陵島を韓国領、竹島を日本領としていることから、韓国政府の主張はいずれも根拠のない主張であるといえ、否定されたこととなる。
- (7) さらにいえば、米国政府の見解は、1954年8月の米国政府の機密文書であるヴァン・フリート特命報告書において、「日本との平和条約が起草されていた時に、韓国は独島の領有を主張したが、米国は同島は日本の主権下に残り、日本が放棄する島の中に含まれないと結論づけた。米国は内密に韓国に対し、米国の認識を通知しているが、その内容は公表されていない。米国は同島が日本の領土であると考えているが、紛争に干渉することは拒んでいる。我々の立場は紛争が適切に国際司法裁判所に付託されることであり、非公式に韓国に伝達している」とあり、平和条約の調印・発効の時期と、この航空図の発行の時期との間で、米国政府が竹島を日本領と認識していることは変わっていないことが確認できる。
- (8) これら2点の航空図の意義としては、2点の航空図はサンフランシスコ平和条約発効直後の米国政府の地理的認識を反映していると考えられる。すなわち、サンフランシスコ平和条約及びそれを補完するラスク書簡の記載内容を反映していると考えられる。サンフランシスコ平和条約発効直後の米国政府作製の地図において、竹島が日本領と記載されていることが確認されたのは初めてである。韓国政府の主張、サンフランシスコ平

和条約の領土条項は例示的な列挙に過ぎないとか、竹島が鬱陵島の属島であり、鬱陵島とともに韓国領土と見なされたといった主張は、今回米国国立公文書館で発見された航空図により、否定されたこととなる。したがって、国際法上、竹島が韓国領であるとは言えず、韓国側が竹島を不法占拠していることが改めて確認できた。2点の航空図は、竹島が戦後日本領として保持されたとする、わが国の主張を補強する重要な資料の一つであるといえる。今後も米国など国外の公文書館、図書館等での調査を継続していく予定である。

5. その他

今回米国国立公文書館で発見された航空図2点の複製版は、島根県竹島資料室で、10月23日より展示される予定である。

【参考】

(1) サンフランシスコ平和条約（抄）：1951年9月調印、1952年4月発効

第二章 領域

第二条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第三条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

(2) ラスク書簡（抄）：1951年8月10日付、米国政府が韓国政府に送った書簡

（韓国政府のサンフランシスコ平和条約草案への要望に対する米国政府の回答）

恐れながら、日本国との平和条約の草案に関して、アメリカ合衆国政府の考慮を求める1951年7月19日、8月2日付けの貴下の文書を確かに受領いたしました。

草案第2条(a)を、日本は「韓国、並びに済州島、巨文島、鬱陵島、独島及び波浪島など日本による韓国併合以前に韓国の一部であった諸島に対する全ての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する」と規定するものに修正すべきという韓国政府の要求について、合衆国政府はその提案に同意する事が出来ないことを遺憾に思いません。合衆国政府は、1945年8月9日の日本によるポツダム宣言受諾により、同宣言の対象となる地域について、日本が正式にまたは最終的に主権を放棄したとする理論を、平和条約において用いるべきとは考えていません。独島、もしくは竹島、リアンクール岩として知られている島については、我々の情報によれば、日常的には人の居住しないこの岩礁は、韓国の一部として扱われたことはなく、1905年頃からは、日本の島根県隠岐島庁の管轄下にありました。この島について、韓国によりこれまで領土主張されたことがあるとは思われません。「波浪島」が本条約で日本により放棄される諸島に含まれるべきという韓国政府の要求は取り下げられたものと理解しています。

(3) 駐米韓国大使梁裕燦（ヤン・ユチャン）書簡（抄）

：1951年7月19日付、韓国政府が米国政府に送った書簡

（韓国政府のサンフランシスコ平和条約草案への要望）

私は、わが政府の指示により、対日平和条約の新しい草案に関して国務省が考慮するための次の要求を閣下に提示する光栄を有します。

1. わが政府は、第二条(a)における「放棄する」という語を、「千九百四十五年八月九日をもって、朝鮮及び日本により併合される以前に朝鮮の一部であった済州島、巨文島、鬱陵島、独島、波浪島を含む諸島に対する全ての権利、権原および請求権を放棄したことを確認する。」と書き換えることを要求します。